

水道のご使用にあたってのご注意

水道の使用開始するとき

- ・ 水道開栓時、宅内の蛇口が開いているなどの理由により、水が出続け、床などが水浸しになるなどのトラブルが起きています。開栓日の前日までにお客様で蛇口が閉まっているか確認をお願い致します。



- ・ 建物管理人の方は、退去後の清掃終了時等、蛇口が確実に閉まっているか確認していただきますようお願い致します。

- ・ 水道開栓作業時に、宅内の蛇口が開いている又は漏水の可能性がある場合は、バルブを閉める場合があります。



- ・ 土、日、祝日の開始はできませんので、事前の申し込みをお願い致します。（※電話での受付は行っておりませんので、窓口またはファックスでの申し込みをお願いします。）



水道の使用を中止するとき

- ・ 水道使用の中止をお申し込みいただかないと、お引っ越しなどですでに水道を使っていなくても、基本料金の請求は継続いたしますのでご注意ください。



- ・ 土、日、祝日の中止はできませんので、事前の申し込みをお願い致します。

水道の検針についてのお願い

- ・ 毎月 15 日から 25 日までの定期検針期間に、上下水道課が委託している検針員が水道メーターの検針に伺います。その際、メーターが入っているメーターボックスの蓋が開かなくなる恐れがある物・車両等は置かないようお願い致します。



漏水にご注意ください



- ・ お客様の敷地内にある給水装置はお客様の所有物ですので、所有者の責任において管理して頂くことになります。そのため、配管・給湯器等の老朽化などの原因で配管が破裂し漏水が発生した場合でも、その水道料金はお客様にお支払いいただくこととなります。

- ・ 水道メーターから宅地内、屋内の漏水の修繕につきましてはお客様の負担となります。



- ・ マンション・アパートの屋内漏水の場合は、不動産の管理人にご連絡してください。

漏水には日頃からご注意ください

- ・ 漏水は、ある日突然おこります。早期発見のため、日頃からご自身にて管理をしていただくようお願い致します。